

違反対象物公表制度

「違反対象物の公表制度」は、安心して建物を利用できるよう、消防署で把握した建物の火災危険性に関する重大な消防法令違反の情報を消防本部のホームページで公表するものです。

※重大な消防法令違反とは、自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備のいずれかが、設置しなければならないにもかかわらず設置されていないものを指します。

重大な違反のある建物はホームページで公表されます！



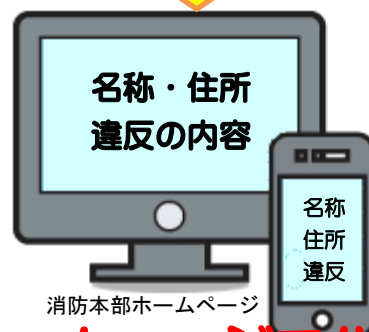
公表の対象となるのは

飲食店、店舗、ホテル等

不特定多数の方が出入りする建物

病院、社会福祉施設等

避難困難な方が利用する建物



ホームページで公表

重大な消防法令違反の大半が、無届の増築や接続によるものです。そのほか、用途変更、内装変更、窓の変更等により違反になる場合があります。建物に手を加える前に、消防本部へご相談して下さい。

他の市町村の情報は、その地域を管轄する消防本部のホームページに公表されています。

能代山本広域市町村圏組合消防本部